

金属製ブラインドルーバー事件：知財高裁平18（行ケ）10156 平成18年8月31日
（3部）判決〔棄却〕

〔キーワード〕

意匠公報中の意匠，公然知られたもの，特有の視覚効果，容易創作の意匠

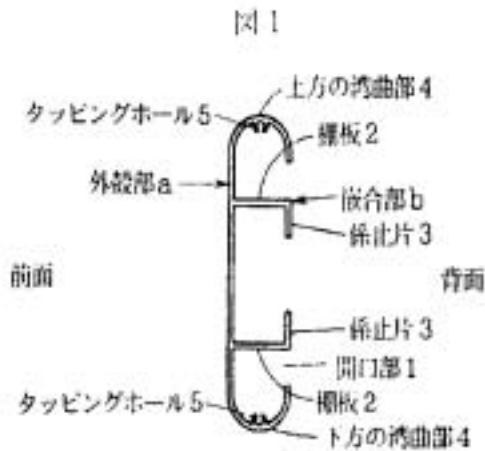
〔事 実〕

本件は、原告T社が平成15年11月26日に、意匠に係る物品の「金属製ブラインドのルーバー」について出願したところ、拒絶査定を受けたので、不服の審判を請求したところ、不成立の審決を受けたので、これを不服として出訴した事案である。

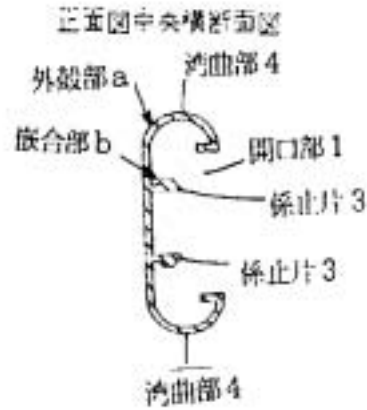
審決は、「要するに、本願意匠は、その全体の基本構成（下記(2)ア）に係る「外殻部を断面視扁平楕円管状に湾曲させて背面を開放し、開口部内に一对の係止片から成る嵌合部を形成した形態」が、別紙審決書写し添付の別紙2記載の意匠登録第747166号の意匠（以下「引用意匠」という。甲2）に示されるように、本願意匠の出願前（以下「本願出願前」という。）に公然と知られていたものであり、その余の構成（下記(2)イないしエ）には、意匠の構成要素として特筆すべきものがなく、又は、特有の視覚効果が認められないから、本願意匠は、本願出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内において公然知られた形状に基づいて容易に創作できたものと認められ、意匠法3条2項により、意匠登録を受けることができないというものである。」

原告は、審決の取消事由として、(1)本願意匠の全体の基本構成の認定の誤り、(2)本願意匠の全体の基本構成と引用意匠との対比の誤り、(3)本願意匠の全体の態様に関する判断の遺脱、(4)意匠法3条2項該当性の判断の誤りの四点をあげているが、その中の(1)において、本願意匠と引用意匠とを対比して、次のように図示して説明している。

〔本願意匠〕



〔引用意匠〕



〔判 断〕

1 取消事由1（本願意匠の全体の基本構成の認定の誤り）について

(1) 原告は、審決における本願意匠の全体の基本構成の認定（前記第2，2(2)ア）が誤りであるとし、具体的には、下記構成 及び を看過した旨主張する。

本願意匠の外殻部が、前後に扁平で上下が長い縦長の扁平楕円管状になっていること（以下「構成 」という。）

本願意匠の嵌合部が、一對の係止片のみでなく、これと、外殻部の内壁面から水平に突出して上下に並列する一對の棚板とからなること（以下「構成 」という。）

しかし、そもそも審決は、意匠法上の意匠の創作内容は、視覚を通じて感知し得る形態として表現されたものであることから、その内容を忠実に言葉に置き換えることが困難であることに鑑み、本願意匠の形態を願書（甲1）に添付された図面及び願書における意匠の説明欄記載のとおり認定し、上記図面を審決書に別紙1として添付した上で、その形態が概ね前記第2，2(2)ア～エのとおりであると表現したものである。

したがって、審決は本願意匠の形態をもれなく認定しているというべきであるから、原告の上記主張は、審決が本願意匠の形態を言葉で表すために用いた表現を批判するとともに、上記構成 及び を本願意匠の全体の基本構造に含めなかったことを論難するものと解される。

そこで、原告が主張する構成 及び について、検討する。

(2) 原告が主張する構成 は、要するに、本願意匠の外殻部が縦長であること

を指摘するものであるが、乙4～乙6及び弁論の全趣旨によれば、本願意匠に係る物品である「金属製ブラインドのルーバー」などの扁平なルーバー材は、外殻部の長軸の方向が必ず垂直になるよう取り付けなければならないというものではなく、水平に取り付けたり、適宜角度を付けて取り付けたりすることも、通常行われていることであることが認められる。そうすると、外殻部の長軸の方向、すなわち縦長であるか、横長であるか、斜めであるかは、意匠の構成要素としては、格別の意義を有しないものというべきである。

なお、審決は、本願意匠の「全体的な寸法比率について、全高：全幅を略4.3：1程度に設定」(前記第2, 2(2)エ)と認定しているところ、これによれば、本願意匠が、全高が長径で、全幅が短径という、縦長のものであることは明らかであり、本願意匠の外殻部が前後に扁平で、上下が長い縦長の扁平楕円管状になっていることについても、実質的に認定しているといえる。そして、審決が認定した本願意匠の全体的な寸法比率(前記第2, 2(2)エ)は、原告が主張する前記第3, 1(1)エの構成態様に相当するものであるが、原告もこの構成が「付随的な構成」であることを自認しているところである。

(3) 原告が主張する構成は、要するに、審決が「係止片」と表現した部分について、「棚板」と「係止片」に細分化して表現すべきことを指摘するものであるが、表現としていずれが適切かはともかく、当該部位は、本願意匠に係る物品の施工時における固着ないし接続構造に関与する部位(施工後は、隠れてしまう部位)であって、しかも、その形態は、後記4(2)で検討するとおり、ごくありふれた一般的なリップ溝形鋼状であるから、意匠の構成要素としては、枝葉に属するものというべきである。

そうすると、審決が構成を本願意匠の全体の基本構成に含めなかったことについて、原告主張の誤りはないというべきである。

(4) 以上のとおりであるから、本願意匠の全体の基本構成についての審決の認定に誤りはなく、原告主張の取消事由1は理由がない。

2 取消事由2(本願意匠の全体の基本構成と引用意匠の対比の誤り)について

原告は、引用意匠は、本願意匠の全体の基本構成の形態と、外殻部を形成する扁平楕円管状の形態、外殻部に設ける開口部の開放位置、外殻部の開口部内に形成する嵌合部の形態及び組付方式において、顕著に相違するから、審決が本願意匠の全体の基本構成について、「外殻部を断面視扁平楕円管状に湾曲させて背面を開放し、開口部内に一対の係止片から成る嵌合部を形成した形態」(審決書2頁23行～24行)が、本願出願前に公然知られていたものであることは、引用意匠(甲2)から明らかであると認定したことは、誤りである旨主張する。

(1) 原告の上記主張は、本願意匠の全体の基本構成についての審決の認定が誤

りであることを前提とするものであるところ，本願意匠の全体の基本構成についての審決の認定に誤りがないことは，前記1のとおりである。

(2) 引用意匠が有する形態は，甲2及び弁論の全趣旨によれば，本願出願前に公然知られた形態であると認められるところ，引用意匠が，本願意匠の全体の基本構成に係る形態である，「外殻部を断面視扁平楕円管状に湾曲させて背面を開放し，開口部内に一對の係止片から成る嵌合部を形成した形態」を備えていることは，引用意匠に係る図面から明らかである。

なお，原告は，引用意匠の背面側は閉ざされている旨主張するが，公然知られた形状としての，引用意匠に係る形態を把握するに当たり，開口部を「背面」と呼ぶか，「底面」あるいは「前面」と呼ぶかは，単なる用語の問題にすぎないから，原告の上記主張は採用の限りでない。

また，原告は，引用意匠が，本願意匠とは，嵌合部の組付方式を異にする旨の主張もするが，この点は，本願意匠あるいは引用意匠に係る物品の施工時における固着ないし接着構造に關与する部位（施工後は，隠れてしまう部位）の機能に関するものであるところ，当該部位は，前記1(3)のとおり，意匠の構成要素としては枝葉に属するものであるから，上記認定を左右するものではない。

(3) 以上のとおりであるから，本願意匠の全体の基本構成と引用意匠との対比についての審決の認定・判断に誤りはなく，原告主張の取消事由2は理由がない。

3 取消事由3（本願意匠の全体の態様に関する判断の遺脱）について

原告は，審決が，本願意匠の全体の態様が本願出願前に公然知られている形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるか否かについて判断を遺脱した旨主張する。

しかし，審決が，本願意匠の全体の基本構成（前記第2，2(2)ア）に係る形態と引用意匠の形態を対比し，さらに，嵌合部，タッピングホルの各形態（前記第2，2(2)イ，ウ）及び全体的な寸法比率（前記第2，2(2)エ）を検討した上で，本願意匠が容易に創作できたものであるか否かを判断したことは，その説示に照らし，明らかである。

審決は，本願意匠の構成要素をもれなく検討し，その判断に遺脱があるとはいえないから，原告主張の取消事由3は理由がない。

4 取消事由4（意匠法3条2項該当性の判断の誤り）について

(1) 原告は，審決が，全体の構成態様である本願意匠そのものの創作性を看過し，これを無視して意匠法3条2項該当性の判断をした旨主張する。

しかし，前記3のとおり，審決は，本願意匠の全体の基本構成（前記第2，2(2)ア）に係る形態と引用意匠の形態を対比した上，嵌合部，タッピングホー

ルの各形態（前記第2，2(2)イ，ウ）及び全体的な寸法比率（前記第2，2(2)エ）を検討して，本願意匠が容易に創作できたものであるか否かを判断したものであり，本願意匠の構成要素をもれなく検討したものであるから，原告の上記主張は採用の限りでない。

(2) 原告は，引用意匠の形状は本願意匠の形態と顕著に相違しており，本願意匠を構成するには，引用意匠の形状に対し，外殻部，嵌合部，全体的な寸法比率について改変を加え，さらにタッピングホールを追加・付設することが必要であり，それぞれ創意工夫を要するものである旨主張する。

まず，本願意匠の全体の基本構成に係る形態である，「外殻部を断面視扁平楕円管状に湾曲させて背面を開放し，開口部内に一对の係止片から成る嵌合部を形成した形態」について検討するに，前記2のとおり，引用意匠が上記形態を備えていることは，明らかである。

次に，本願意匠の嵌合部の形態である，一对の係止片からなるリップ溝形鋼状の形態について検討するに，意匠登録第1076339号公報（乙1），意匠登録第783103号の類似1号公報（乙2）及び弁論の全趣旨によれば，上記形態はごくありふれた一般的な形態にすぎないものと認められ，本願意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」ということがある。）であれば，そのように構成することに格別の創意を要するものとは認められない。

また，本願意匠におけるタッピングホールの形状及び配置態様について検討するに，弁論の全趣旨によれば，上記形状はごくありふれた一般的な形状にすぎず，配置態様も目立たない部位に単に設けただけである（原告も，タッピングホールに関し，「普遍的な形状の選択及び配置位置の選択・認定する技術手段」（前記第3，4(2)）と述べているとおり，上記の点を争うものではない。）から，当業者であれば，そのように構成することに格別の創意を要するものとは認められない。

さらに，本願意匠の全体的な寸法比率について検討するに，当該構成に特有の視覚的効果は認められないとした審決の認定は是認することができ，当業者であれば，そのように構成することに格別の創意を要するものとは認められない。

そうすると，本願意匠は，当業者であれば，上記検討した引用意匠の形状及び周知の形状に基づいて，容易に創作できたものというべきである。

(3) 原告は，引用意匠の形状が本願意匠の属する分野とは異なる分野の物品の形状であり，審決は，意匠法3条2項該当性について，本願意匠の属する分野における通常の知識を有する者を基準とする判断をしていない旨主張する。

しかし，本願意匠に係る物品「金属製ブラインドのルーバー」と，引用意匠

に係る物品である「衝立用笠木材」とは、建築用外装材という観点において共通するものということができ、全く別の分野の物品とは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用の限りでない。

(4) 以上のとおりであるから、意匠法3条2項該当性についての審決の判断に誤りはなく、原告主張の取消事由4は理由がない。

5 結論

以上によれば、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、その他、審決に、これを取り消すべき誤りがあるとは認められない。

よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. この事案は、出願意匠に対して拒絶引用する法規定を、意匠法3条1項3号とすべきか、3条2項とすべきかを、審査機関である特許庁自身が迷っていることを示し、それを引き継いだ知財高裁も特許庁（被告）の考え方をそのまま妥当と判断したという、いただけない判決である。筆者から見ると、結局、特許庁も知財高裁も、意匠法3条1項3号（意匠の類似）と3条2項（創作容易）の各規定の真意を理解していないといいたい。したがって、特許庁の審査官・審判官は、同条項の立法理由を本質的に学習してほしいと思う。

2. 本願意匠と引用意匠とは、両意匠の要部である前記正面部を対比すれば、当業者でも需要者でも、その全体的形態は別異のものと判断できるだろう。即ち、意匠として類似しないと見えるだろう。そして、これで勝負あったと結論を出してよいだろう。

にもかかわらず、この判決が誤りに陥っているのは、当該意匠に係る形態の構成態様が果たす実用的機能についてまで考えて、同じ機能を果たす意匠を見つけ出して（被告側）これと対比して詮索していることである。この手法は、正に特許出願に対する進歩性（特29条2項）を判断することと同じ手法である。

判断の対象が全く別異なるものなのに、本件の場合に対しては特許権侵害や特許審決取消と同じような手法をとっているのはいかなものか。

3. このような思考方法が誤りだというのは、各意匠を構成している形態の具体的構成態様を直視しないで、構成 については、外殻部の長軸の方向を意匠の構成要素としては格別の意義を有しないものとか、構成 については、係止片の部位は施工後は隠してしまうとか、ありふれた形状であるから「枝葉に属する」というような説示となって表われている。

しかし、これらの構成態様は、当該意匠にとっては決して枝葉末節なもので

はなく、当該物品における創作の要部といえるものである。

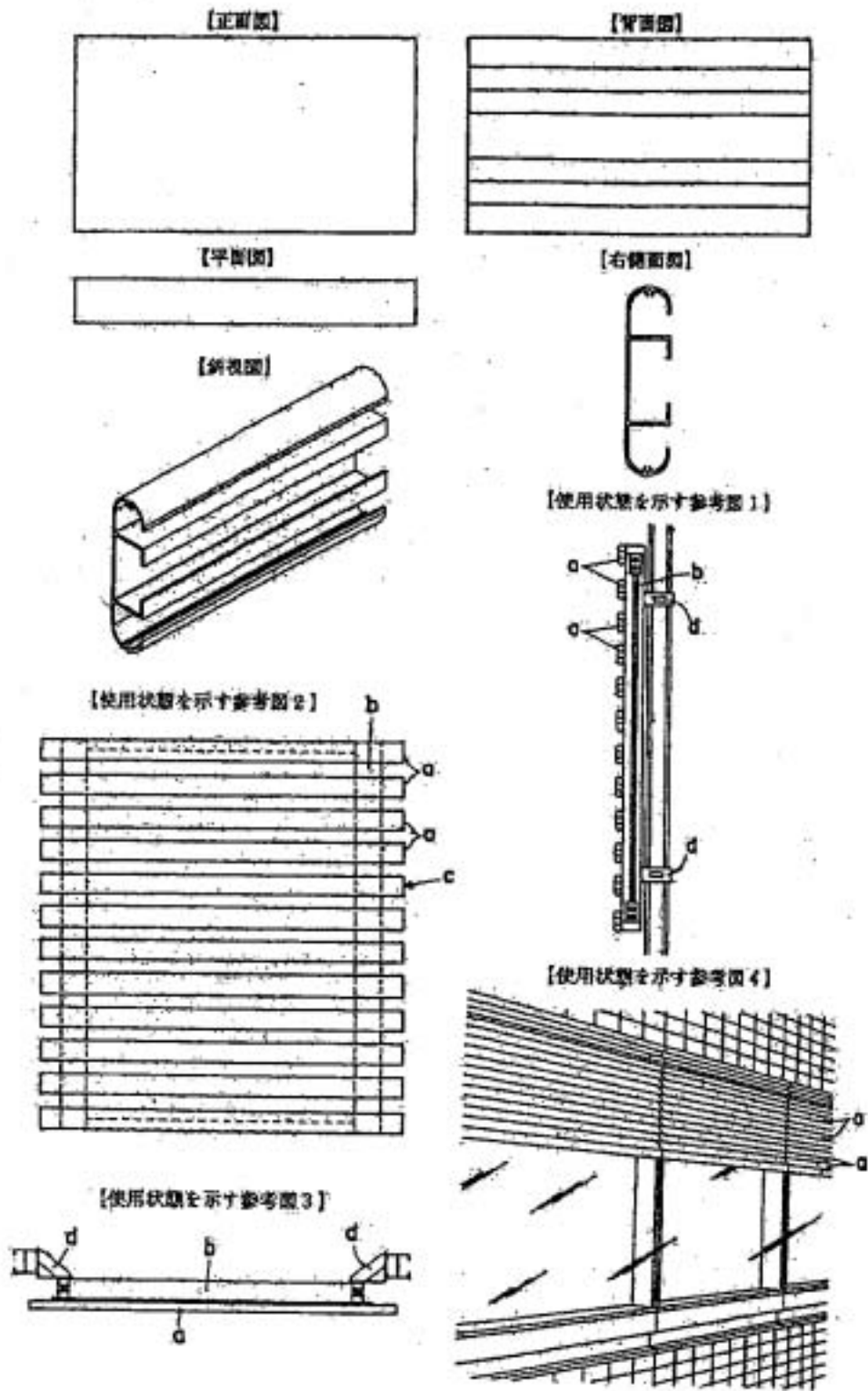
裁判所は、その創作容易性の証拠として引用意匠のほかに2つの引用意匠をあげているが、いずれにしても見当違いの形態である。これは正に特許法29条2項を適用するときの手法であって、意匠法3条2項の適用で使うべき手法ではない。

4．意匠法3条2項の「公然知られた形状・・・」とは、3条1項1号にいう「公然知られた意匠」と同義の要件であって、3条1項2号にいう「頒布された刊行物に記載された意匠」とは別義であるにもかかわらず、特許庁も裁判所も同義のものと解していることは、誤った解釈をしていることになる。

しかし、その点を突かない原告の争い方は、悔やまれるところである。

5．同種の意匠登録出願に対しては、知財高裁4部では、審決取消しの判決をしているから、次で紹介しているB 1 - 2 5の事案を参照されたい。そして、同じ知財高裁であっても担当部によって、出願意匠に対する意匠の類似や創作容易についての考え方の違いを比較検討してみると面白い。

〔牛木 理一〕



【別紙 2】

引用意匠

正面図



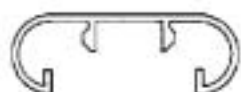
左側面図



背面図



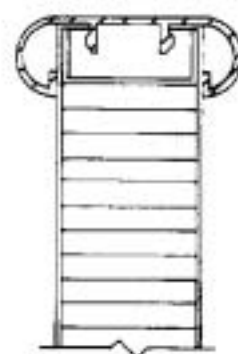
平面図



正面図中央横断面図



使用状態を示す参考図

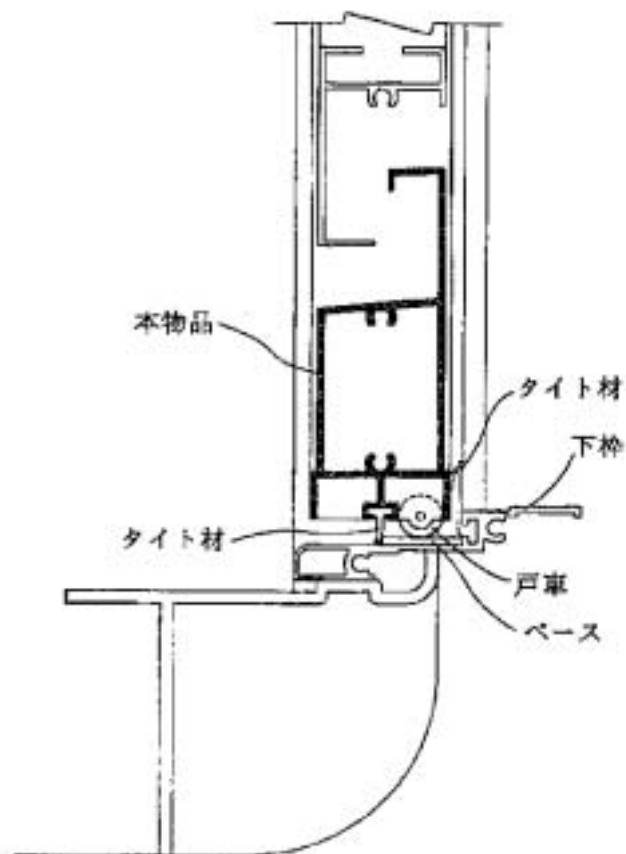
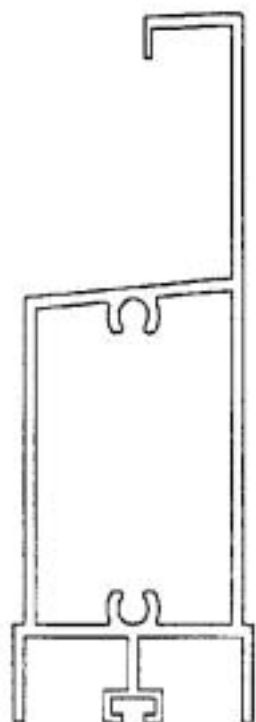


【別紙 3】

(1) 意匠登録第 1 0 7 6 3 3 9 号

【正面図】

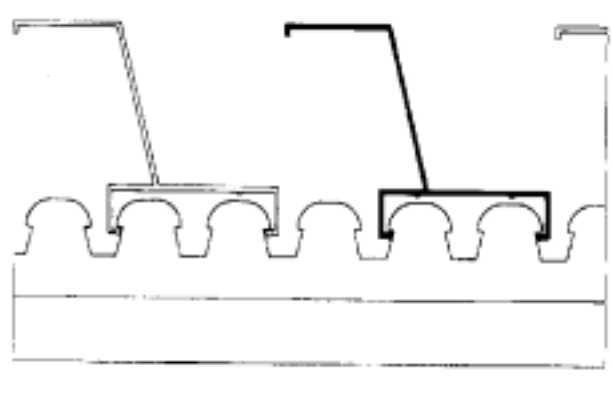
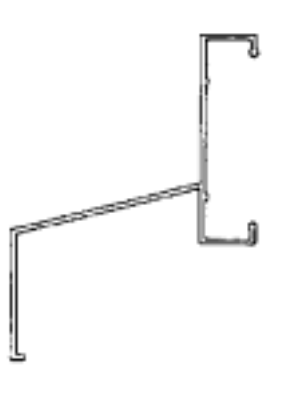
【使用状態を示す参考断面図】



(2) 意匠登録第 7 8 3 1 0 3 号類似 1

【正面図】

【使用状態を示す参考断面図】



(3)

異形パイプ 1

オーバル管寸法表



AxBx t mm	Kg/m
-----------	------

扁平楕円管寸法表



AxBx t mm	Kg/m	AxBx t mm	Kg/m
-----------	------	-----------	------